

お取引先様各位

業務委託に関する契約のお願い

拝啓、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度は、2026年施行の中小受託取引適正化法(取適法)の趣旨を踏まえ、あらためて業務委託に関する契約書の取り交わしを行うこととしました。

現在、契約との取引が同法の趣旨に沿った適正な取引条件となるよう、契約内容の整理および見直しを進めております。

つきましては、契約内容の準備が整い次第、あらためてご案内申し上げますとともにご相談させていただきたいと存じます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

業務委託に関する契約書とりつけ前の対応

①発注内容を明示する義務(発注書の交付)

今後のお取引は弊社から書面でのみ依頼します。その他の方法での依頼は引き受けないようお願いいたします。

②取引に関する書類等を作成・保存する義務

発注書及び請求書を2年間保管いたします。作業完了時、直ちに納品書・請求書を発行ください。

③支払期日(受領後60日以内)を定める義務

弊社の支払いは、月末締め翌月25日支払い(銀行振込)となります。

ただし、支払日が銀行休業日の場合、翌営業日となります。

④遅延利息(年14.6%)の支払い義務

弊社の支払いが60日以上滞った場合には、遅延利息をお支払いいたします。

茨城県水戸市千波町1949-1

茨城日産自動車株式会社